

# 主要な改定内容（標準ガイドライン）

今回の標準ガイドラインの主要な改定内容は、次のとおりです。

## 「重点計画」及び「整備方針」の反映

### <改定概要>

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「重点計画」という。）や「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（以下「整備方針」という。）に基づき、以下の点を反映した。

- ・ デジタル・ガバメント実行計画に関する記載を整備方針等に置き換え
- ・ 中長期計画の記載を見直し
- ・ 政府情報システムの分類は整備方針による旨を記載
- ・ 各府省副デジタル統括責任者の役割の追記（デジタル庁との併任）
- ・ 一元的なプロジェクト監理の実施方法は整備方針による旨を記載
- ・ ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項の追記

### <改定理由>

重点計画や整備方針との整合性を確保するため。

# 主要な改定内容（標準ガイドライン）

## 予算要求と予算執行

### <改定概要>

予算要求や予算執行における手続・ルールとして、PMOが担う情報システム予算に対するガバナンス、PJMOが行う予算マネジメントの観点から必要な要素を記載した。

### <改定理由>

標準ガイドラインとして一括計上関連手続、執行計画の作成・変更、繰越などの手続・ルールを周知することで、情報システム予算関連の円滑な事務手続を促進するため。

## 整備経費の区分

### <改定概要>

標準ガイドライン別紙2「情報システムの経費区分」において、整備経費を「投資的整備」と「維持的整備」に区分した。

### <改定理由>

「新3割削減」の対象として検討することとなる整備経費について、ガイドラインにおいても明確に区分するため。

## 情報資産管理標準シート

### <改定概要>

標準ガイドライン別紙3「調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業内容」を修正した。

### <改定理由>

デジタル庁が各システムの概況を定期的に把握するとともに、今後のシステム関連の調査等を効率化するため。

上記のほか、情報システムID、再委託、運用及び保守業務について、事務的な手続を明確にする等の改定を実施。また、参考文書（インフォーマティブ）である「解説書」、「実践ガイドブック」についても記載の修正、追記を実施。